大郷町認定地域クラブ設立支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、大郷町補助金交付規則(平成４年大郷町規則第２号。以下「規則」という。)の規定に基づき、大郷町認定地域クラブ設立支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定め、大郷町教育委員会（以下「教育委員会」という。）において、適切かつ公正に運用するための基準を定める。

（定義）

第２条　この要綱において、大郷町認定地域クラブ（以下「地域クラブ」という。）とは、大郷町認定地域クラブ活動認定制度により教育委員会の認定を受けた団体をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の対象になる者（以下「補助事業者」という。）は、別表「大郷町認定地域クラブ設立支援補助金申請要件確認書（第３条関係）」記載の項目が全て合致する地域クラブの代表者とする。

（補助対象経費）

第４条　補助金交付年度における補助金交付対象経費は、部活動の地域展開に伴う地域クラブの設立に関わる事業（以下「補助事業」という。）に要した費用のうち、指導者謝金、指導者旅費（交通費）、指導者資格取得経費、運営経費、大会参加費、指導者保険料、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、役務費等とする。

（補助金の額及び交付回数）

第５条　補助金の限度額は、１団体につき上限５万円とする。

２　補助金の交付回数は、１団体につき１回までとする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金を受けようとする者は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

（１）大郷町認定地域クラブ設立支援補助金交付申請書（様式第１号）

（２）大郷町認定地域クラブ設立支援補助金事業計画書（様式第２号）又は

これに代わる書類
（３）収支予算書（様式第３号）又はこれに代わる書類
（４）大郷町認定地域クラブ補助金申請要件確認書
（５）振込口座確認書
（６）その他町長が必要と認める書類

（交付決定）
第７条　町長は、前条の申請が適当であると認めたとき、補助金の交付を決定し、申請者に通知する。

（変更申請等）
第８条　補助事業者が、前条の交付決定を受けた後、補助金の内容の変更又は補助事業に要する経費の変更をする場合においては、大郷町認定地域クラブ設立支援補助金交付（内容・経費）変更承認申請書（様式第４号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更にあってはこの限りではない。
２　補助事業者が、前条の交付決定を受けた後、補助事業を中止又は廃止する場合においては、大郷町認定地域クラブ設立支援補助金交付中止（廃止）承認申請書（様式第５号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

（状況報告）
第９条　町長は、必要があると認めたときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求め又は必要な調査を行うものとする。

（実績報告）
第１０条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。
（１）大郷町認定地域クラブ設立支援補助金実績報告書（様式第６号）
（２）収支決算書（様式第７号）
（３）大郷町認定地域クラブ設立支援補助金事業報告書（様式第８号）又はこれに代わる書類
（４）その他町長が必要と認める書類
２　前項の書類の提出期限は、補助事業等の完了若しくは廃止の承認の日から１月を経過した日又は交付決定のあった日の属する町の会計年度の翌年度の４月２０日のいずれか早い日までとする。

（補助金の交付方法）

第１１条　補助金の交付方法は、規則第９条第２項の規定により概算払とする。

（補助金の返還等）

第１２条　町長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の一部若しくは全部を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部の返還の期限を定めて命ずることができる。

（１）虚偽の記載その他不正の手段によって補助金の交付決定を受けたとき

（２）地域クラブとして相応しくないと認められるとき

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年８月１日から施行する。

（適用）

２　この要綱は、各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に適用される。